

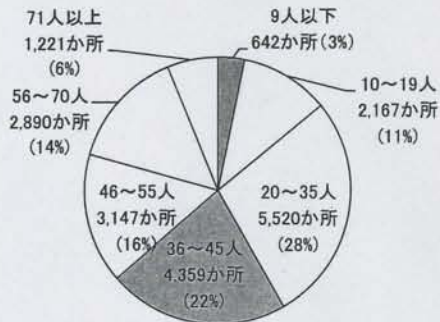
(この資料はすべて子ども・子育て新システム検討会議 HP より転載)

放課後児童クラブの現状

※平成22年5月1日現在(育成環境課調)

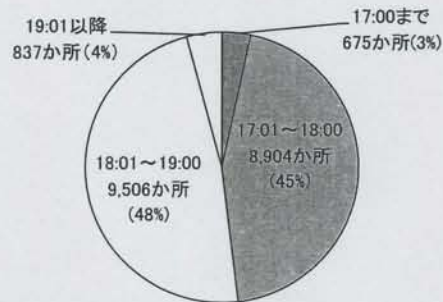
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約52%を占める。



○終了時刻の状況(平日)

17:01～18:00の閉所が全体の約45%、18:01～19:00の閉所が全体の約48%を占める。



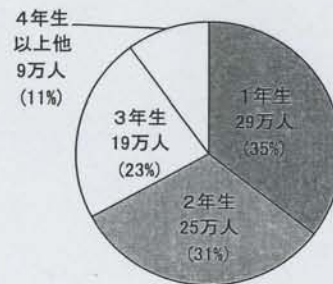
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約22%、児童館が約14%であり、これらで全体の約6割を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



〔放課後児童クラブの経緯〕

- 放課後児童対策については、昭和41年に文部省がカギっ子対策として「留守家庭児童会補助事業」を創設。その後、昭和51年に厚生省の事業として「放課後児童対策事業」を創設し、放課後児童クラブへの支援を実施。
- 平成9年の児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として児童福祉法に規定。第二種社会福祉事業として、社会福祉法に位置づけ。
- 現在は、児童福祉法における子育て支援事業の一つとして、市町村実施について努力義務が課されている。

〔放課後子ども教室の経緯〕

- すべての子どもを対象に、地域住民やボランティア等の協力を得て、放課後に地域の創意工夫を活かした学習や体験活動等の機会を提供する場として、平成16年に「地域子ども教室推進事業」を創設。平成19年度より補助事業として「放課後子ども教室推進事業」を創設。
- これらの取組は、参画する地域住民等の生涯学習や地域の教育力向上の場としての機能も有している。

「放課後子どもプラン」の概要

趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進する。

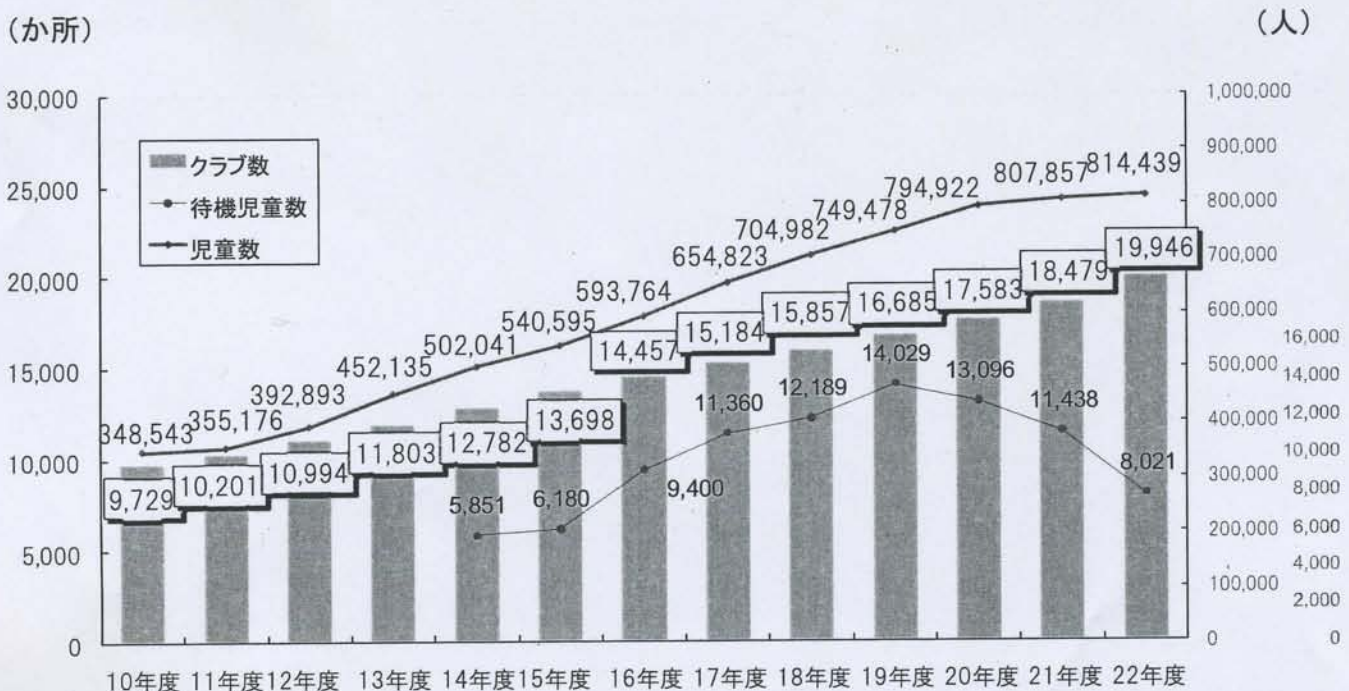
「放課後子どもプラン推進事業」

	放課後子ども教室推進事業 (文部科学省)	放課後児童健全育成事業 (厚生労働省)
趣旨	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定)
実施か所数	9,280か所(平成22年度)	19,946か所(平成22年5月)
	原則としてすべての小学校区での実施を目指す	
実施場所	小学校 72.6% 公民館 10.5% 児童館 4.0% その他(集会所、文化センター、公園など) 12.9% (平成21年度)	小学校(余裕教室) 28.8% " (専用施設) 22.0% 児童館 13.5% その他(専用施設、既存公的施設など) 35.7% (平成22年5月)
開設日数	119.8日(平成22年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員(専任)

22

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成22年では、クラブ数は対前年1,467か所増の1万9,946か所、登録児童数は対前年6,582人増の81万4,439人となっている。平成10年から平成21年までに、平均でクラブ数は年800か所の増、児童数は年4万2,000人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年3,417人減の8,021人と3年連続の減少となっている。



※各年5月1日現在(育成環境課調)